

稚内市 令和7・8年度入札参加資格審査申請受付についてのQ & A

Q：令和7・8年度の申請受付はいつからですか？

A：令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）までです。
物品・委託の書類提出は、午前9時から午後5時まで受け付けています。
（土・日・祝日は除く）
工事・設計については、期間内に電子申請にて受け付けています。

Q：今回申請受付をした場合有効期間はいつまでになりますか？

A：有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。
ただし、物品・業務委託については、来年度に電子申請に対応する予定のため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。

Q：郵送での申請は受け付けていますか？

A：物品・業務委託については、期間内必着で受け付けています。ただし、E-mailでの受け付けは行っていません。
※工事・設計については、原則電子申請のみの受付となります。

Q：工事の申請様式は、どの様式を使えばいいですか？

A：工事・設計については、電子申請となります。
詳細はホームページを確認のうえ申請してください。

Q：物品の納入・委託業務は、どの様式を使えばいいですか？

A：稚内市独自様式です。稚内市ホームページからダウンロードしてください。

Q：登録申請様式以外に提出する添付書類はありますか？

A：すべての業種で必要です。それぞれの「提出書類一覧表」でご確認ください。

Q：登録申請にあたり、資格要件を教えてください。

A：建設工事は、令和6年12月1日現在において、建設業法による許可を受けてから、引き続き2年以上の事業を営み、経営事項審査を受けており、有効な総合評定値（P点）の通知を受けていることが必要です。
また、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していることが必要です。
ただし、適用除外の場合は、必要ありません。
その他の業種は令和6年12月1日現在において、必要な許可・免許等を有

し、引き続き1年以上の事業を営んでいることが必要です。
このほかにも必要な要件がありますので、受付要領等でご確認ください。

Q：この申請により病院事業の発注物件にも参加できますか？

A：できます。病院事業のほかに、水道事業、稚内地区消防事務組合の発注物件にも参加できます。

Q：随時受付はしていますか？

A：随時受付は、行っていません。

Q：年度途中で、申請業種（業務委託）や営業希望業種（物品）等の追加又は変更はできますか？

A：できません。工事や設計等についても同様です。

中間年申請受付時に、追加（変更）申請をしていただくことになります。詳しくは、財務課契約グループへお問い合わせください。（直通Tel 0162-23-6391）

Q：提出書類の『消費税及び地方消費税』の納税証明書は（その3）でなければなりませんか？

A：『消費税及び地方消費税』の納税証明書（その3）の他に『消費税及び地方消費税』の納税証明書（その3の2）又は（その3の3）でも受付いたします。